

なるほど！ザ・ファンド



Q & A

Vol.188



新しいNISAは具体的に どのように活用したら良いの？②



ご自身のライフイベントに合わせて、目標や期間を設定し、新しいNISAを活用してみるのも一つの方法です。
「活用例② セカンドライフの準備」

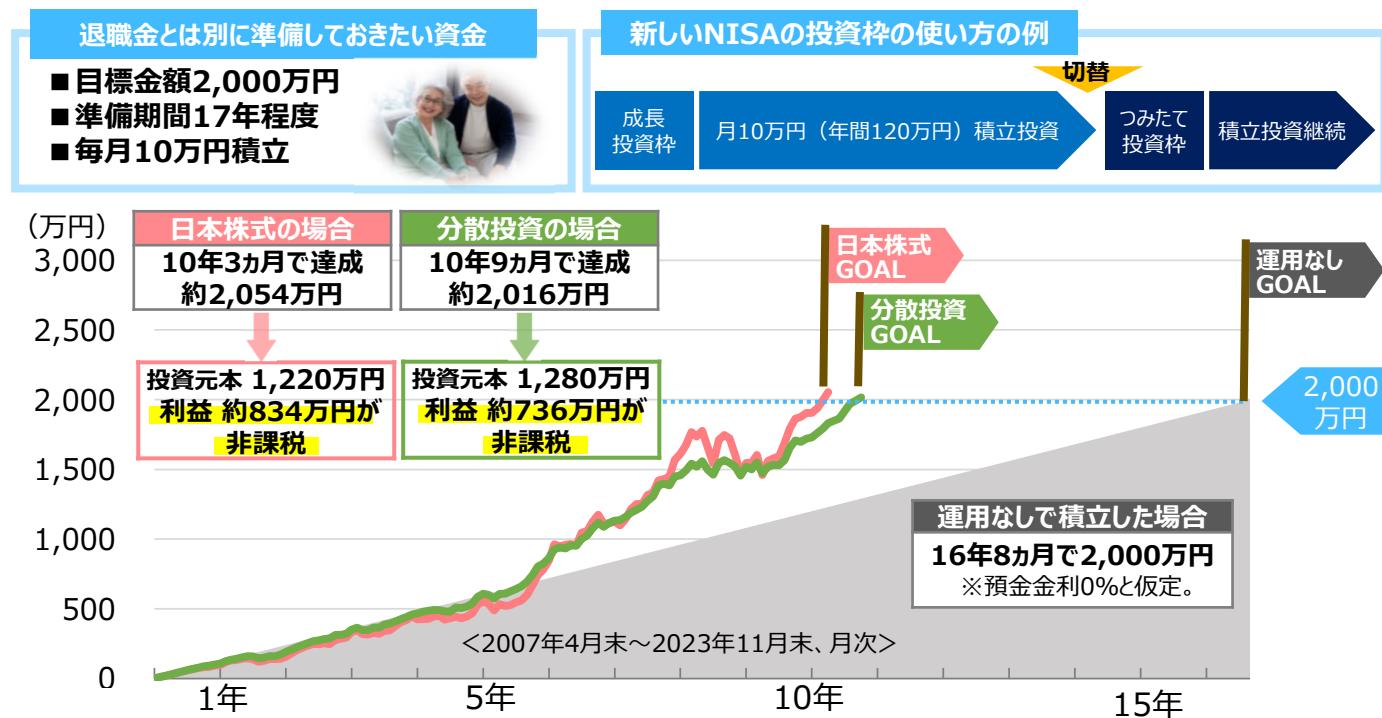
2024年1月から開始する新しいNISAは、非課税保有期間が無期限となり、年間投資枠や非課税保有限度額が拡大し、さらに売却分の枠の再利用が可能*となるなど、より利便性の高い制度に生まれ変わります。

人生100年時代、結婚、出産、マイホーム購入、セカンドライフなど、様々なライフイベントがあります。それぞれのライフイベントに合わせて、目標や期間を設定し、その実現へ向けて新しいNISAを活用してみてはいかがでしょうか。

* 非課税保有限度額の枠の再利用が可能となります。年間投資枠を超えての再利用はできません。

【投資シミュレーション】 活用例② セカンドライフの準備

下記のように目標を設定し、日本株式、分散投資で積立投資した場合、運用なしで積立した場合で比較すると、運用した方がより早く目標を達成することが期待され、NISAを利用することで利益をすべて非課税で受け取ることができます。



(注1) 分散投資は各月末に「日本国債25%、先進国国債25%、日本株式25%、先進国株式25%」の配分比率となるよう調整を行い算出。

(注2) 日本国債はFTSE日本国債、日本株式は東証株価指数（配当込み）、先進国国債はFTSE世界国債（除く日本）、先進国株式はMSCIコクサイ（配当込み）。いずれも円ベース。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※上記は三井住友DSアセットマネジメントが行ったシミュレーションであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。シミュレーションは一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。

※新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

＜ご参考＞新しいNISAの概要

	新しいNISA	
	つみたて投資枠	併用可能 成長投資枠
口座開設期間	恒久化	
非課税保有期間	無期限	
年間投資枠	120万円	240万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等*1
買付方法	積立	スポット・積立
非課税保有限度額	生涯投資枠 1,800万円 内枠で1,200万円	
非課税枠の管理	買付金額で管理/ 売却分の枠の再利用可能*2	

* 1 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く。

* 2 枠の再利用ができるのは、売却した翌年以降。

(出所) 金融庁HP等を基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

【重要な注意事項】

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他的一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

<ご留意いただきたい点>

■この資料は具体的な商品をご説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証のないリスク性商品のご購入やご売却、保有にあたっては、手数料等をご負担いただきます。■リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。■リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。■くわしくは、三井住友銀行店頭の各商品の説明書等を必ずご覧ください。



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会